

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 19 日

鳥取県知事 平井伸治



## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県職員宿舍管理業務（西部地区） 鳥取県職員宿舍 58 戸

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

契約締結日から平成 30 年 6 月 30 日まで

なお、宿舍の管理は平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

### (4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と発注者が別に積算する小規模な修繕、樹木剪定、伐木、害虫駆除及び防除等に要する費用の金額（消費税及び地方消費税を含む。以下「維持修繕費」という。）の合計額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記入することとし、「維持修繕費」を「入札見積金額」に含めないよう注意すること。

なお、「維持修繕費」は実績により精算することとする。

また、契約期間における「維持修繕費」の予算額は 2,200,000 円であるので参考にすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 29 年 5 月 26 日（金）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

### (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (5) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項に規定する宅地建物取引業の免許を有していること。

### (6) 管理を行おうとする鳥取県職員宿舍について、発注者又は入居者からの依頼に対して、原則として 1 日以内に迅速な管理上の対応ができること。

### (7) この調達の公告日において、3 年以上継続して 50 戸以上の県内賃貸住宅（共同住宅）の管理業務実績を有していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課財産担当

電話 0857-26-7016

電子メール zaigenkakuho@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課財産担当

電話 0857-26-7016

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書等の交付方法

平成 29 年 5 月 19 日 (金) から同年 6 月 5 日 (月) までの間にインターネットの鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/257398.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成 29 年 5 月 19 日 (金) から同年 6 月 5 日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ

#### (5) 郵送による入札

認めない。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成 29 年 6 月 15 日 (木) 午後 3 時半

##### イ 場所

県庁議会棟第 12 会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成 29 年 6 月 5 日 (月) 正午までに郵送又は持参により 4 の (1) の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。